

亀山市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成 27 年 9 月 29 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 33 号

### 亀山市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年亀山市規則第 9 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1  
号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

#### （ 1 ）個人情報ファイルの区分

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「様式第 5 号」を「様式第 4 号」に改め、同条第  
2 項中「本人又は法定代理人（以下「本人等」という。）の」を削  
り、同項に次の 1 号を加える。

#### （ 3 ）本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）

代理関係を明らかにする委任状及び当該委任による代理人に係  
る免許証等

第 5 条第 3 項中「本人等」を「前項各号に掲げる者（以下「本人  
等」という。）」に、「様式第 6 号」を「様式第 5 号」に改め、同  
条を第 4 条とする。

第 6 条中「様式第 7 号」を「様式第 6 号」に改め、同条を第 5 条  
とする。

第 7 条第 1 号中「様式第 8 号」を「様式第 7 号」に改め、同条第  
2 号を次のように改める。

#### （ 2 ）自己情報の記録の開示をしない場合

ア イに掲げるとき以外るとき 自己情報非開示決定通知書（様  
式第 8 号）

イ 条例第 19 条の 2 の規定により開示請求を拒否するとき  
自己情報の存否を明らかにしない決定通知書（様式第 9 号）  
第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条  
を加える。

（自己情報記録訂正等通知書）

第 8 条 条例第 18 条第 5 項及び第 6 項に規定する書面は、自己情  
報記録訂正等通知書（様式第 11 号）とする。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

個人情報ファイル届出書兼目録

第 号  
年 月 日

亀山市長 様

(実施機関の職氏名)

印

亀山市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ファイルの名称					
ファイルの区分	1 個人情報ファイル 2 特定個人情報ファイル				
利用の目的					
作成の根拠	1 法令 2 例規 3 要綱 4 その他( )			(法令等の名称)	
対象者の範囲					
事務の開始年月日	年 月 日		保存期間	年 月 日	
収集の方法					
個人情報 録 情 報 項 目	基本的事項	家庭 社会生活	経済活動	心身関係	知識、能力
	1 個人番号 2 氏名 3 住所 4 生年月日 5 性別 6 年齢 7 国籍 8 本籍 9 続柄、親族関係 10 戸籍の身分事項 11 その他( )	1 電話番号 2 家庭状況 3 職業、職歴 4 地位 5 資格、免許 6 団体加入 7 賞罰、犯罪歴 8 その他( )	1 収入 2 財産状況 3 課税、納税額 4 取引状況 5 公的扶助 6 その他( )	1 健康状態 2 病歴 3 妊娠、出産 4 障がい 5 容姿、特徴 6 その他( )	1 学業成績 2 勤務成績 3 試験成績 4 その他( ) その他
管理責任者					
記録の形態	1 文書 2 図画 3 写真 4 電磁的記録 5 フィルム				電算処理 1 有 2 無
業務委託の有無	1 有 2 無	(有の場合の内容) 1 記録 2 加工 3 その他( )			

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第4条関係)

自己情報開示・訂正等請求書

年 月 日

亀山市長 様

請求者 郵便番号 ( )

住所

氏名 印

電話番号

亀山市個人情報保護条例第16条の規定に基づき、次のとおり自己情報の記録の開示・訂正等を請求します。

請求する自己情報の記録の内容	
自己情報の区分 〔該当する番号に をしてください。〕	1 個人情報 2 特定個人情報
請求内容の区分 〔該当する番号に をしてください。〕	1 開示 ( 1 閲覧 2 写しの交付 ) 2 訂正 3 削除 4 目的外利用等の中止 3 利用の停止 6 消去 7 提供の停止
請求者の区分 〔該当する番号に をしてください。〕	1 本人 2 法定代理人 ( 1 未成年者 2 成年被後見人 ) 3 任意代理人
本人の表示 〔法定代理人又は任意代理人 による請求の場合のみ記入〕	住所 氏名
開示、訂正、削除、目的外利用等の中止、利用の停止、消去又は提供の停止の請求理由	
備考	

注意事項

- 1 請求の際には、官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書等であって、本人の写真を張りつけたもの又は本人確認のため実施機関が照会する照会書兼回答書の提示又は提出が必要です。
- 2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか、戸籍の謄本その他の当該法定代理人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
- 3 任意代理人による請求の場合は、1の書類のほか、本人の印鑑証明書を添付した代理関係を明らかにする委任状の提示又は提出が必要です。

様式第5号を削る。

様式第6号中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第6条関係」を「第5条関係」に、「15日以内」を「15日(30日)以内」に、

「1 閲覧 2 写しの交付 3 訂正 4 削除 5 目的外利用等の中止」を

「1 開示 ( 1 閲覧 2 写しの交付 ) 2 訂正 3 削除 4 目的外利用等の中止 5 利用の停止 6 消去 7 提供の停止」に、

「請求に係る個人情報 ファイル名、自己情報の記録の内容」を「請求に係る自己情報の記録の内容」に、

「内線( )」を「FAX」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中「第7条関係」を「第6条関係」に、

「個人情報ファイル名 自己情報の記録の内容」を「開示請求に係る自己情報の記録の内容」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第9号中「第7条関係」を「第6条関係」に、

「個人情報ファイル名 自己情報の記録の内容」を「開示請求に係る自己情報の記録の内容」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第6条関係)

自己情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号  
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで請求のありました自己情報の記録の開示については、亀山市個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり自己情報の存否を明らかにしないことと決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る自己情報の記録の内容	
自己情報の存否を明らかにしない理由	
所 管 室	室 電話 FAX
自己情報開示窓口	室 電話 FAX
備 考	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀山市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号中「第7条関係」を「第6条関係」に、  
「個人情報ファイル名」「訂正等請求に係る  
自己情報の記録の内容」を「訂正等請求に係る  
自己情報の記録の内容」に改め、  
様式に次の1様式を加える。



様式第11号(第8条関係)

自己情報記録訂正等通知書

第 号  
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで提供をした自己情報の記録につき、次のとおり訂正等をしたので、亀山市個人情報保護条例第18条第5項(第6項)の規定により通知します。

訂正等の区分 (該当するにレ印) を付けること。	訂正 利用の停止	削除 消去	目的外利用等 提供の停止
提供をした自己情報の記録の内容			
訂正等の内容			
訂正等をした年月日	年	月	日
所 管 室	室	電話	F A X
自己情報開示窓口	室	電話	F A X
備 考			

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。